

# 令和5年度公益社団法人千葉県国民健康保険直営診療施設協会事業計画

## 【 作成方針 】

新型コロナウイルス感染症が、本年5月から感染症法の第5類に分類されることから、当協会の事業活動についても、従来の活動の姿に徐々に戻していきたいと思料する。

ただし、当協会の会員施設は、地域包括医療・ケアを住民に一番近いところで支えている診療施設で、地域住民の健康保持と医療を担うという大きな役割があることから、新型コロナウイルスに関する感染対策を講じることや対面での開催方式にこだわらずに各種の事業を行うことが肝要と考える。

以上の点を考慮し、事業計画の作成に当たっては、新型コロナウイルス感染症に対し十分な感染対策を講じながら、会員診療施設から納付される貴重な財源を有効かつ有益に活用することに視点を置き、Web会議、ハイブリッド方式の利用など新型コロナウイルス感染症禍にあっても可能な事業実施を図るものとする。

## I 会 議

### 1 総 会

- (1) 定時総会 年1回（6月）
- (2) 臨時総会 必要に応じて開催

### 2 理 事 会

- (1) 通常理事会 年2回（3月、6月）
- (2) 臨時理事会 必要に応じて開催

### 3 常任理事会

必要に応じて開催

### 4 監 事 会

年1回

※ 上記1～3に記載した会議については、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮してWeb会議の活用も含め感染リスクを回避すること。

## II 事 業

### 1 第69回千葉県国民健康保険直営診療施設医療学会

令和5年度中の学会開催を目指すものとする。

ただし、令和4年度は本県において全国国保地域医療学会が開催されたこと及び新型コロナウイルス感染症の影響等で、直営診療施設の開催に向けての準備が遅れていることなどから、特別講演の講師及びシンポジストの確保が困難な場合は、従前定めた幹事病院の順が完了しているため、次年度以降の安定した学会の開催に向けて幹事病院の順を定めることとする。

### 2 各部会活動

医療従事者の知見及び技術の向上並びに経営意識の醸成を図るため、次のとおり部会活動を実施する。

なお、実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、Web会議、ハイブリッド方式の活用など感染リスクを回避することに努めること。

新型コロナウイルス感染症については、逐次更新される情報を幹事等と共有し、適切な時期に幹事会を開催して、新型コロナウイルス感染症禍にあっても部会活動が目的とするものを達成できるよう事業を選択して実施すること。

- (1) 医師部会  
(総会・研修会など)
- (2) 薬剤部会  
(幹事会・研修会など)
- (3) 看護部会  
(幹事会・研修会など)
- (4) 放射線部会  
(幹事会・研修会など)
- (5) 臨床検査部会  
(幹事会・研修会など)
- (6) 栄養部会  
(幹事会・栄養部門実態調査・研修会など)
- (7) リハビリ部会  
(幹事会・研修会など)
- (8) 事務部会  
(幹事会・各種実態調査・研修会など)
  - 決算状況調査、労務管理調査などについては、成果品の検証を行いより有益なものとなるよう努めること。

### 3 医療従事者確保対策事業

- (1) 自治医科大学卒業生配属先選定委員会
- (2) 医療従事者募集ポスター作成及び配布並びにホームページの活用による募集活動の実施

### 4 研修会等

新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、ハイブリッド方式の活用など感染リスクを回避することに努めること。

- (1) 開設者・病院診療所管理者・事務長合同研修会
- (2) 病院長・診療所長・事務長合同会議
- (3) 事務長・診療所担当課長会議

## 5 広報活動

### (1) 機関誌「直診協会だより」について

ホームページに掲載する方法としたことから、紙ベースの発行物は廃止したが、職場などで気軽に読めるよう紙ベースのものへの要望が寄せられたので復活することとし、併せてホームページにおいても掲載すること。

掲載するコンテンツとして、わが職場、季節の行事食など各部会の協力により内容の充実を図ること。

### (2) ホームページについて

各種調査物などの集計結果を迅速に掲載するようにすること。

## III 表彰関係

- 1 直診協会会長が行う表彰
- 2 国・県の各種表彰に係る推薦及び伝達

## IV 関係団体との連携

- 1 公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会
  - (1) 地域医療現地研究会に關すること。
  - (2) 全国国保地域医療学会に關すること。
  - (3) 関東甲信静地区国保診療施設協議会に關すること。
  - (4) その他研修会等に關すること。
- 2 千葉県国民健康保険団体連合会
  - (1) 国保事業充実強化推進運動へ参画
  - (2) 審査関係図書、国保新聞の斡旋
  - (3) 特定健診の集合契約
  - (4) 機関誌「房総の国保」の配付
- 3 その他

## V その他

事業運営及び会計処理にあたっては、公益法人会計基準に従い行うものとする。